

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

令和元年12月12日

○出席委員

委員長 世古安秀
委員 奥村敦
委員 戸上健
委員 坂倉紀男

副委員長 坂倉広子
委員 木下順一
委員 浜口一利

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・中村総務課長
- ・山下市民課長、野村補佐、片岡係員

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水敏也
書記 中山真緒

次長 木田 崇
兼総務係長

(午前10時23分 開議)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を再開します。

本会議において当委員会に付託された案件は、議案第56号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第57号、語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第58号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第59号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、議案第60号、鳥羽市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、議案第61号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第62号、鳥羽市印鑑条例の一部改正についての7件であります。

それでは、議案の審査に入ります。

なお、議事の都合上、本日は議案第62号のみ審査を行い、残りの議案は12月13日に審査を行いますので、ご了承願います。

議案第62号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

市民課長。

○山下市民課長 おはようございます。

市民課長の山下です、よろしく申し上げます。

議案第62号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について、提出させていただきました。

提出議案の1ページのほうをごらんください。

今回の議案の提案理由といたしましては、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、印鑑登録の登録資格について所要の改正をしたく、本提案とさせていただきますのでございます。

このたび、成年被後見人等の権利に係る措置の適正化等を図るための関係法律の一部改正がありました。これは成年被後見人の一律な権限が見直されることになり、このことによりまして印鑑登録証明事務処理要領の一部改正も行われ、本市の印鑑条例におきましても成年被後見人に関する条項がございますので、一部改正が必要になったものでございます。

また、今回追加議案にさせていただいた理由がございます。条例改正の必要性があるとのことの通知を三重県から受けたのが、11月半ばでございました。本来でしたら条例改正の事務上、通常の告示日の11月26日に間に合わせる事が本来の流れであったことですが、この急な通知に伴いまして事務上、追加議案とさせていただいたものでございます。

この議案のほうも関係法律の施行日とあわせまして、施行日のほうを12月14日とするため、即日承認をお願いするものでございます。ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、新旧対照表のほうをごらんください。

第2条の第2項のほうで、こちらのほうでは印鑑の登録を受けることができない方を規定しております。現行では「前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び成年被後見人については、印鑑の登録を受けることができない」となっております。これを改正案のほうでは、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」、

「成年被後見人」という文言を削除しまして「意思能力を有しない者」という文言に改めまして、「15歳未満の者等」を当てております。

第5条と第7条のほうなんですけれども、今回の提案理由とは関係なく9月上程分の改正、旧姓併記と男女別の削除で上程させてもらったんですが、このときに上位法のほうで改正漏れがあったということで、このことも同時に通知を受けておりますので、こちらのほうも改正とさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、うちの条例のほうも施行日を12月14日とさせていただいております。

以上、説明は終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、審査を終わります。

これで付託された議案の説明を受けました。

続いて採決に移る前に、委員の皆さんで議案に対する討議を行いますか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、これより採決を行います。

お諮りします。

議案第62号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第62号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

これをもちまして委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いします。

これをもちまして総務民生常任委員会を散会いたします。

ご苦労さんでした。

(午前10時31分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和元年12月12日

総務民生常任委員長 世 古 安 秀

総務民生常任副委員長 坂 倉 広 子